

別記様式第1号（第4条関係）

木津川市子ども・子育て会議 開催結果要旨

会 議 名	平成29年度第3回木津川市子ども・子育て会議		
日 時	平成30年2月23日 午後1時30分～4時00分	場 所	木津川市役所 第2北別館2階
出 席 者	委 員	別紙のとおり	
	その他出席者	なし	傍聴人の数 1人
	庶 務	こども宝課	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開（一部）
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>（1）障害福祉計画における障害児の見込量について（社会福祉課） 資料1-1・1-2</p> <p>（2）公立幼稚園預かり保育の実施内容について（学校教育課） 資料2</p> <p>（3）子育て地域包括支援センター事業について（健康推進課） 資料3-1・3-2</p> <p>（4）木津川市子育て支援センター事業について（こども宝課） 資料4-1・4-2</p> <p>（5）木津川市公立保育所民営化等実施計画等について</p> <p>①計画の実施状況について（こども宝課） 資料6-1・6-2</p> <p>②保育施設利用選考基準点表の改正について（こども宝課） 資料7</p> <p>③その他報告事項</p> <p>（6）会議の公開について</p> <p>（7）家庭的保育事業の認可について（こども宝課） 資料5-1・5-2・5-3</p> <p>4 閉会</p>		
会議結果要旨	<p>1 開会 事務局より、司会進行・開会・会議資料の確認。会長より議事進行。</p> <p>2 会長あいさつ 安藤会長より、本日の会議録の署名委員について、会長のほか吉田</p>		

	<p>委員を会長から指名された。</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 障害福祉計画における障害児の見込量について社会福祉課より資料 1-1・1-2 に基づき説明</p> <p>(2) 公立幼稚園預かり保育の実施内容について学校教育課より資料 2 に基づき説明</p> <p>(3) 子育て地域包括支援センター事業について健康推進課より資料 3-1・3-2 に基づき説明</p> <p>(4) 木津川市子育て支援センター事業についてこども宝課より資料 4-1・4-2 に基づき説明</p> <p>(5) 木津川市公立保育所民営化等実施計画等について</p> <p>①計画の実施状況についてこども宝課より資料 6-1・6-2 に基づき説明</p> <p>②保育施設利用選考基準点表の改正についてこども宝課より資料 7 に基づき説明</p> <p>③その他報告事項</p> <p>こども宝課より木津川市子ども・子育て支援事業計画の量の見込みの変更について説明</p> <p>(6) 会議の公開についてこども宝課より説明の上、議事(7)の公開・非公開について会議で諮る</p> <p>(7) 家庭的保育事業の認可についてこども宝課より資料 5-1・5-2・5-3 等に基づき説明</p> <p>4 閉会</p>
<p>会議経過要旨</p>	<p>1 開会</p> <p>事務局より、司会進行・開会の後、会長より議事進行。</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>本日の議題は7件であり、審議、意見の程よろしくお願ひしたい。署名委員は出席委員の中から指名させていただく。署名委員は吉田委員で願ひする。</p> <p>3 議事</p> <p>主な意見・質疑等はつぎのとおり</p> <p>(○：質疑・意見、 ⇒：質疑に対する返答)</p>

## (1) 障害福祉計画における障害児の見込量について

### 【説明】

平成30～32年度を計画年度とする「木津川市障害福祉計画（第5期）・木津川市障害児福祉計画（第1期）」を策定するにあたり、国の基本方針及び京都府の方針により、「保育所」「認定こども園」「放課後児童健全育成事業」「地域型保育事業」における平成30年度・平成31年度・平成32年度の障害児の受入見込を設定する。また、国・府の方針の見込設定項目にはないが、木津川市立幼稚園における障害児の受入見込についても、現在の加配対応が必要な児童数と、保育所の受入見込の推移から算出した見込を設定することとした。見込み量の算出については、現在の4事業それぞれの受入人数に推計人口による「人口増加率」を乗じたものをベースとし、計画策定にあたって実施したアンケート調査から算出した「これまで利用していなかったが、今後利用したい人数」を加算し、平成30年度・31年度・32年度の受け入れの見込量（人数）を設定し、算出は、各施設毎の平成29年10月時点の4事業の受入人数、保育所37人、認定こども園4人、放課後児童健全育成事業21人、地域型保育事業0人として、計画策定にあたって実施した手帳所持者に対するアンケート調査結果により現在利用していない人で、今後利用を希望する人数として9人を勘案した。具体的な算出については、アンケートで回答した9人のうち5人が、別の設問で「利用する必要がない。または利用の要件に該当しない」と回答していたことから、4人を有効数として、アンケート回収率35.4%を割戻すと約11となることから、11人をニーズ把握による加算分として、平成32年度の見込量に4事業の現在の利用状況から按分して加算することとし、平成30年度3人、平成31年度5人と段階的に増加する形で段階的に見込量を設定した。

また、幼稚園の見込については幼稚園の現在の受入数をベースに、上記の方法で設定した保育所の見込の推移と同率で増加する想定で平成30年度・平成31年度・平成32年度の見込み量を設定した。

### 【質問・意見】

○障害児の定義は、認定こども園の見込み数4人が少なく感じられるが1号の子どものみか。

⇒保育所幼稚園加配対応の人数現在の4人をベースに見込み、1号～3号までを見込んだ数となっている。

○実数とあわないのではないかと各園2人29年度の数か。

⇒算出にあたって調査時点の人数であり再度確認させて頂きたい。

## (2) 公立幼稚園預かり保育の実施内容について

### 【説明】

公立幼稚園預かり保育について平成30年度5月から公立幼稚園3園で試行的に開始する。試行については、在園の4・5歳児を対象とし、給食のある火曜・木曜に実施する。時間は、保育終了時～16時30分まで。定員については、各園3名～20名とし、利用料金は1回あたり300円とし生活保護世帯については、免除とする。予約方法については利用月の前月20日までに1か月分を申請いただき、利用事由については保護者の就労、就学等により、預かり保育を希望する方とする。具体的には、保護者の疾病、出産、家族の看護・介護が必要な方、その他園長が必要と認める方を対象とする。なお、緊急の場合は、定員に空きがある場合のみ受け入れる。

**【質問・意見】**

○試行期間とのことだが、全面実施は。また利用料は1日300円か。  
⇒施行期間を踏まえた上で検討したい。利用料は1日300円となる。

**(3)子育て地域包括支援センター事業について**

**【説明】**

次第が「子育て地域包括支援センター事業」となっているが「子育て世代地域包括支援センター事業」と訂正されたい。子育て世代地域包括支援センターについては「宝箱」と名称し、本年1月29日から開設したことを報告する。

設置の趣旨は地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築するための機能を持つ施設となる。実施主体は市とり、対象者は、妊産婦並びに乳幼児及びその保護者等とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。実施場所は母子保健担当課として健康推進課内に設置する。職員の配置については母子保健事業に関する専門知識及び経験を有する保健師等を配置し、事業内容としては妊産婦及び乳幼児等の実情を把握、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、妊産婦の支援プランを策定すること、保健、医療、福祉等の関係機関との連絡調整などを行うもの。

**【質問・意見】**

○精神保健福祉士も配置するのか。

⇒正職員の精神保健福祉士を兼務として充てる。

○36年度に相楽保育園は子育て世代包括支援センターに移行する予定だが今回のセンターはそれまでの設置か。

⇒民営化計画では、36年度に相楽保育園は子育て世代包括支援センターに移行する計画であるが、今回は子育てに関する支援の重要性、必要性に鑑み健康推進課で設置したものであるが、設置した本センターの利用状況等を勘案しながら今後検討を進めていくこととなる。

#### (4) 木津川市子育て支援センター事業について

##### 【説明】

木津川市子育て支援センターの位置づけとしては、きめ細やかな子育て支援を行う観点から、支援センターの設置単位は中学校区を基本としており、今後、設置する運営主体については、民間の柔軟性を考慮し、民間事業者（社会福祉法人）から市が示す基準に基づきプロポーザル方式により決定するものとしている。今後の整備方針等については、現在の状況を鑑み木津西部地域における地域の子育て支援拠点として整備を行うべく、昨年度より整備に向けた整理を行ってきたが、平成29年6月に、公立保育所民営化等実施計画を策定した中で、平成36年に木津西部地域の相楽保育園を子育て世代包括支援センターに転換し、地域子育て支援拠点として位置づける計画としていることや、平成29年4月より西部地域の民間2園の幼保連携型認定こども園（藍咲学園、木津さくらの森）が運営を開始され、4月以降、園が実施している子育て支援事業に地域の親子が利用されていることから、それらも踏まえた事業内容の精査が必要となった。今後の方針として公立保育所民営化等実施計画では、相楽保育園は、子育て世代包括支援センターに転換すると位置づける計画をしている中で、妊娠期から子育て期までの親子に関わる子育て世代包括支援センターと、子育て中の親子に関わる子育て支援センターとは、双方が連携・協働しながら進めていくことで、よりきめ細やかな支援等の対応ができると考えられる。また、平成36年に開設されるまでは西部地域の子育て拠点をどうするか、今後、相互のメリットを最大に生かし、市の子育て支援の方針を立てるためには、体制や仕組みなど協議を重ね検討する必要があるため、開設時期を変更するもの。

##### 【質問・意見】

○なし

#### (5) 木津川市公立保育所民営化等実施計画等について

##### ① 計画の実施状況について

##### 【説明】

平成29年6月に策定した木津川市公立保育所民営化等実施計画を策定し、I期の対象保育園の民営化等を実施するもの。対象園として梅美台保育園は既に民営化を実施済みであるが、兜台保育園、木津保育園分園、木津川台保育園、やましる保育園分園、相楽台保育園について民営化等を実施するもの。とりわけ、兜台保育園、木津川台保育園、相楽台保育園についての現在までの進捗と今後の方向性について、相楽台保育園は33年度兜台保育園に統廃合としており計画策定後、現在まで保護者との説明・協議で一定のコンセンサスを得ており、今後は関係機関協議、在園児の園運営、保護者対応等とURとの施設関係整理の

協議を進めたい。30年度以降は定員調整、兜台保育園との交流事業の実施、用地等のUR協議を進める予定。木津川台保育園は32年度に民営化と計画しており、現在まで保護者との説明・協議において一定のコンセンサスを得ており、今後は民営化アンケートの実施と選定委員に公募委員として保護者を入れていくかどうか園・保護者会と引き続き協議のうえ進める。30年度はプロポ実施にむけた保護者、地元説明の実施、民営化事業者募集のプロポーザルの実施、

三者懇談会の設置、協議を進めることとしている。31年度には行政財産処分手続きや合同保育の実施、32年度には、民営化へ移行、必要に応じ引継ぎ保育の実施を予定している。兜台保育園については、31年度民営化としており、現在URとの用地関係協議を進めている状況で、30年度以降は、用地取得に係る議会の議決やURと譲渡契約、取得、財産譲渡に係る議会の議決、国、府補助金処分承認手続きを進めることとなる。なお、I期の計画実施にあたっては、本年3月の政策決定を受け進めていくこととしている。

#### 【質問・意見】

○相楽台保育園の統廃合に際しての兜台との交流事業とは具体的内容は決まっているのか。

⇒具体的内容は未定であるが、現在までの保護者説明会での意見等とおし、統廃合先の兜台保育園と合同の運動会の実施等交流できる場づくりの意見があった、そのような中で今後計画を進める中で兜台保育園園長や保護者との協議をおし検討させて頂きたいと考えている。

#### ②保育施設利用選考基準点表の改正について

保育施設利用選考基準点表について公立保育所民営化等実施計画の関係等から今年度、改定を行った。具体的には調整点数表中、民営化計画に関連して、相楽台保育園を29年度までに利用しており、新規申請するきょうだいと同じ園へ転園希望の場合の加点要素に見込むこと、また正当な理由なく保育施設利用内定を辞退したことがある等の点数について変更を行ったもの。

#### 【質問・意見】

○調整点数表についてはその時々状況に応じて適宜修正が必要なものである。(意見)

○一番目の子どもが入園利用許可を辞退された場合、2番目3番目に影響するのか。また今年度そのような対象者はいたのか。

⇒お見込みのとおり。本年度の12月末現在で28名となっている。

○真に利用したい方ができなくなることにならないか。利用手続き上の他の方との利用調整の影響を考えてのものか。

⇒辞退理由として、第 1 希望ではない等、正当ではない理由によるものとして安易な辞退をさけるための措置である。

○2 番目、3 番目の子どもで家庭事情も変わる場合もあるのでそのあたりの調整も出てくると思うが。

⇒きょうだい加点の調整点数が利用調整にどのように影響するか慎重に吟味したい。

○点数による調整は馴染む項目と馴染まないものがある。点数で計れるものと点数以外で考慮しなければならない要素のものは、今後も利用調整の中でその時々状況も把握しながら検討を進めるとよい。

⇒今後も様々な要素を勘案しながら検討してまいりたい。

### ③その他報告事項

現行の子ども・子育て支援事業計画から、今般、公立幼稚園の一時預かりを実施すること等による確保方策の内容の文言整理と見込み量についても 30 年度、31 年度の数値を変更を行いました。

民間保育園の認定こども園への移行にともない、病児・病後児保育事業の病児保育体調不良児対応型の実施を検討することとしてその旨記載を行った。また、利用者支援事業について今年度から子育て世代包括支援センターを設置したことによる見込み量の数値を変更したもの。

#### 【質問・意見】

○なし

### (6) 会議の公開について

#### 【説明】

本市子ども・子育て会議条例に基づく、「本会議運営内規第 6 条 会議の公開について出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる」と規定。次に扱う議事については、審議事項が認可案件であり審議内容の性質上の観点から、会議の非公開性が求められる。よって、次の議事(7) 家庭的保育事業の認可については、会議の非公開について委員の皆様にご覧いただきたく。

#### 【質問・意見】

○なし

#### 【公開・非公開の結果】

議事(7) 家庭的保育事業の認可については非公開とすることについて会議



で諮り全員賛同により非公開とすることとなった。

～これより非公開議事～



--	--

--	--

	<p>4 閉会</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>傍聴者1名、議事(7)で退出。</p>
<p>署名欄</p>	<p>木津川市子ども・子育て会議 会長</p> <p>安藤 和彦 </p> <hr/> <p>吉田 仁美 </p>